

## 第2回佐呂間町議会臨時会 第1号

令和2年5月1日（金曜日）

### ○議事日程

開会及び開議宣告

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長行政報告
- 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度佐呂間町一般会計補正予算(第8号))
- 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年佐呂間町簡易水道特別会計補正予算(第2号))
- 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
- 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(佐呂間町税条例等の一部を改正する条例制定について)
- 8 議案第 2号 工事請負契約の締結について
- 9 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 10 議案第 1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算(第2号)

### ○出席議員（10名）

1番 山内一弘君	2番 高橋紀久君
3番 船木司君	4番 土田剛君
5番 小松正義君	6番 加賀屋修君
7番 佐藤昭男君	8番 但木早苗君
9番 三田真美君	10番 吉野正剛君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町長	川根章夫君
副町長	斉藤裕美君
会計管理者	海辺雅裕君

総務課長	玉	井	伸	一	君
総務課長補佐	藤	原	幹	也	君
企画財政課長	久	米	修	一	君
企画財政課長補佐	山	原	光	広	君
企画財政課長補佐	土	本	千	晶	君
町民課長	渡	部	り	よ	子
保健福祉課長	兼	平	茂	雄	君
保健福祉課参事	斎	藤		博	君
農務課長	中	村	直	樹	君
経済課長	菊	地	秀	喜	君
建設課長	桑	島	孝	之	君
建設課参事	鶴	田	俊	洋	君
愛の園園長	片	岡	満	之	君
保育所長	安	藤	誠	司	君
教育長	仲	川	倫	則	君
管理課長兼					
学校給食	永	野		正	君
センター所長					
社会教育課長兼					
武道館・温水	土	門	武	史	君
プール館長					
図書館長	林		洋	樹	君
農委事務局長	中	村	直	樹	君

○出席事務局職員

事務局長	鈴	木	英	樹	君
庶務係長	飯	田	篤	史	君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（吉野正剛君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、令和2年第2回佐呂間町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（吉野正剛君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- 議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。  
事務局長。
- 議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。  
本日の欠席及び遅参届出等の議員はございません。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
本臨時会に提出された議件は、理事者よりの提出案件、議案3件、承認4件です。  
本臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者、別紙お手元に配付のとおりです。  
4月10日に実施しました例月出納検査の結果について監査委員より報告がありました。  
お手元の議案につづり込みのとおりです。  
前議会以降における閉会中の議会の動向につきましては、別紙お手元に配付のとおりです。  
以上です。
- 議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、佐藤議員、8番、但木議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（吉野正剛君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

◎日程第3 町長行政報告

○議長（吉野正剛君） 日程第3、町長から行政報告及び提出案件の概要説明の申出がありました。

これを許します。

町長。

○町長（川根章夫君） 前臨時町議会以降の行政報告と提出案件についてご説明申し上げます。

初めに、町内小中学校の学校臨時再休校についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、2月27日から3月24日までの約1か月間、国と北海道の要請を受け、町内の小中学校の臨時休校として、保護者皆さんのご協力の下、子供たちは自宅での家庭学習を行い、学校では簡素化した卒業式や分散登校を実施し、また入学式を4月6日に縮小、簡素化して実施し、翌日からは児童生徒の体温測定などの健康観察、マスク着用、教室の換気や消毒等の感染症対策を十分に取り、国から示された新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインの通知を受け、学校教育活動を再開することとし、登校を始めたものであります。しかしながら、4月16日夜に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部会合で、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大することが決定され、総理より発令をされました。特に北海道は感染者が多い特定警戒地域に定められ、北海道教育委員会から4月20日から5月6日までの間全道の学校を再休校するとの要請がなされました。本町では、首都圏、大阪府、札幌市等々での感染拡大が見受けられ、感染拡大地域から対象でない地域への人の移動によってさらに感染拡大が懸念されていることから、道教育委員会の要請を受け入れ、臨時休校等に係る連絡調整日として4月20日からは給食を食べた後に下校、4月21日から5月6日までの再度の臨時休校とし、この期間中の4月30日に分散登校を実施をいたしました。これまで新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、感染状況が刻々変わる中、教育課程や学校行事の調整などその都度総合的に対応を判断しなければならない状況となっております。子供たちや保護者、地域の皆さんにはご心配も多々あると思いますが、ご理解、ご協力をいただくようお願い申し上げます。今後とも子供たちの心身の健康、安全を第一に考えてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、昨日緊急の教育長会議が開催をされまして、この連休中に国、道から学校再開等の詳細な指示がなされる旨報告がなされました。連休中の中で文書等々について保護者等に連絡する体制の協議も今刻々と進めているものでございます。

次に、令和2年度姉妹都市交流関連事業についてであります。本年度開催を予定しておりましたアラスカ州パーマ市との姉妹都市交流40周年記念事業については、パーマ市より23名の訪問団を招いての記念事業開催に向け、佐呂間町・パーマ市姉妹都市交流委員会をはじめ町内の方々のご協力の下、準備を進めているところであります。世界規模で新型コロナウイルスの感染が拡大し、海外渡航が制限される状況にあり、町民や来町される訪問

団の方々はもとより、この事業に携わる全ての方々の健康を守ることに重点を置き、令和2年度中の開催を見合せ、これまで40年にわたり交流をし、絆を深めた両市町の記念事業を完全な形で実施するため、開催時期を1年延長し、令和3年度中に開催することといたしました。

次に、姉妹校交流派遣事業についてであります。アラスカ州においては新型コロナウイルス感染症防止対策としてパーマ市周辺地域の学校を管轄するマツ郡教育委員会が小中高の海外、州外への旅行中止を要請したとの情報がパーマ市在住で姉妹都市交流派遣事業担当のカーラ・スウィック氏より本町に報告がありました。感染症の終息を見通せない状況の中、現在においても海外渡航の制限があることや生徒の安全と健康を十分に考え、6月のパーマ市生徒受入れと9月の佐呂間町生徒派遣を中止といたしました。

次に、第35回サロマ湖100kmウルトラマラソンについてであります。6月28日開催予定の第35回サロマ湖100kmウルトラマラソンについては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により地域住民の皆さんをはじめ参加者、運営スタッフの安全確保を最優先とし、大会実行委員会において今大会の中止を決定し、去る4月17日に正式発表したところであります。エントリーされたランナーへの対応につきましては、必要経費を除いた大会参加料のポイント返還及び次回大会への優先エントリーの権利を付与したところであります。

以上、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止対策についての影響についてご報告をさせていただきます。

次に、本臨時会に提案をいたしました提出案件の概要についてご説明申し上げます。提出案件につきましては、議案3件、承認4件であります。まず、予算の提出案件についてであります。令和2年度佐呂間町一般会計補正予算の1件であります。次に、工事請負契約の締結についてが2件でございます。次に、専決処分の承認についてであります。令和元年度佐呂間町一般会計補正予算について、令和元年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算について、令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算について、佐呂間町税条例等の一部を改正する条例制定についての4件でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これで行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 承認第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（久米修一君） 承認第1号をご説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

(朗読部分記載省略)

この専決処分につきましては、令和元年度末における歳入の確定及びそれに伴い余剰財源を基金に積み立てる予算計上を主な内容として、予算の最終調整を行わせていただいたものであります。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただき、第2表、地方債補正からご説明いたします。起債の方法、利率、償還の方法は説明を省略させていただきます。第2表、地方債補正。起債の目的、ふれあいバス運行事業、限度額、補正前3,080万円、補正後2,980万円、過疎債です。遠軽地区地域医療対策連携事業、補正前350万円、補正後450万円、過疎債です。長寿命化修繕事業、補正前1,390万円、補正後1,370万円、過疎債です。

次のページの事項別明細書総括につきましては説明を省略させていただき、歳出の12ページから説明いたします。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

6目基金管理費、補正額5,448万5,000円、基金積立金5,448万5,000円、財政調整基金積立金5,600万円、森林環境譲与税基金積立金151万5,000円の減、財政調整基金積立金につきましては、後ほど歳入でご説明いたします特別交付税や各交付金等の確定及び歳出における特別会計繰出金の減額などにより生じた余剰財源を基金に積み立てるものであります。森林環境譲与税基金積立金につきましては、町が実施する森林整備促進に関する費用に充当したことによる減額であります。なお、予算関係資料1にて令和元年度末基金積立金・備荒資金組合積立金保有額見込み調書を提出しておりますので、後ほどご照覧願います。

8目地方振興費、補正額1,071万3,000円の減、ふるさとまちづくり振興事業に要する経費217万4,000円の減、ふるさとまちづくり振興事業費補助金でありまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のためちびっこ探検学校ヨロン島参加事業は中止となったことによる減額でありまして、歳入におけるふるさとまちづくり振興基金繰入金と共に減額したものです。ふるさと納税に要する経費853万9,000円の減、ふるさと納税業務代行委託料でありまして、令和元年度の受付分の寄附における返礼品の商品代と送料について、ジャガイモやタマネギなど令和2年度収穫発送分が令和2年度の請求となることから、減額したものです。

7項車両管理費、1目車両管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額ゼロ円、財源変更です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額ゼロ円、財源変更です。

5款農林水産業費、2項林業費、3目町有林事業費、補正額ゼロ円、財源変更です。

6款商工費、1項商工費、1目商工費、補正額540万円の減、子育て世帯等プレミアム付商品券事業に要する経費540万円の減、通信運搬費35万9,000円の減、子育て世帯等プレミアム付商品券発行事業委託料74万1,000円の減、子育て世帯等プレミアム

付商品券発行事業費補助金430万円の減、子育て世帯等プレミアム付商品券事業に要する経費の減額につきましては、子育て世帯等プレミアム付商品券に係る事務費及び事業費分の実績、商品券の販売枚数は予算積算よりも減少したことによる減額となります。予算計上時は1,200人分を見込んでおりましたが、実績として340人の販売となっております。

2目観光費、補正額ゼロ円、財源変更です。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、補正額ゼロ円、財源変更です。

11款諸支出金、1項特別会計繰出金、2目佐呂間町国民健康保険特別会計繰出金、補正額764万7,000円の減、佐呂間町国民健康保険特別会計繰出金です。

12款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額60万1,000円の減。

戻りまして、歳入の4ページからご説明いたします。2、歳入、1款町税、1項町民税、2目法人、補正額1,028万円、法人町民税でありまして、法人の申告により当初予算積算見込額に比べ税額が伸びたことから、3月末の歳入総額をもって増額計上したものであります。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額167万4,000円の減、地方揮発油譲与税です。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額505万9,000円、自動車重量譲与税です。

3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正額1,000円、森林環境譲与税です。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額67万円の減、利子割交付金です。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額24万7,000円、配当割交付金です。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額43万円、株式等譲渡所得割交付金です。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額491万2,000円の減、地方消費税交付金です。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、補正額27万4,000円、自動車取得税交付金です。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、補正額294万7,000円の減、環境性能割交付金です。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額169万9,000円、地方特例交付金です。

2項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金、補正額123万3,000円、子ども・子育て支援臨時交付金です。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億873万5,000円、

特別交付税でありまして、令和元年度の交付決定総額が2億873万5,000円となり、当初予算に計上しておりました1億円を上回る額の増額計上であります。令和元年度の特別交付税は、平成30年度の交付実績2億2,241万9,000円と比較すると1,368万4,000円の減額でありまして、率にしてマイナス6.2%となっております。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、補正額6万9,000円の減、交通安全対策特別交付金です。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目商工費国庫補助金、補正額582万7,000円の減、プレミアム付商品券事務費補助金142万3,000円の減、プレミアム付商品券事業費補助金440万4,000円の減、歳出で説明したとおり、子育て世帯等プレミアム付商品券の販売実績による減額です。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、補正額105万円、出資配当金でありまして、令和元年度の佐呂間町森林組合出資金に係る配当金を計上したものです。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、補正額1,060万円、ふるさと応援事業寄附金でありまして、実績を最終的に1万4,600件、1億6,760万円と見込み、予算補正するものです。平成30年度は4,989件、5,520万4,000円の決算額となっておりますので、比較いたしますと件数、約9,600件、金額、約1億1,200万円的大幅な増となっております。

3目商工費寄附金、補正額3万9,000円、子育て世帯プレミアム付商品券事業寄附金でありまして、販売済み商品券のうち未使用商品券の8割は購入者の負担分であり、寄附等により地域住民に還元される施策に活用するよう国から求められたことから、寄附金として計上歳入するものです。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額9,100万円の減、財政調整基金繰入金でありまして、歳入の確定により財源不足額として計上しておりました財政調整基金繰入金を減額し、最終的に令和元年度においては財政調整基金からの繰入れはなしとなるものであります。

2目ふるさとまちづくり振興基金繰入金、補正額217万4,000円の減、ふるさとまちづくり振興基金繰入金でありまして、歳出で説明したとおり、ちびっこ探検学校ヨロン島参加事業が中止となったことによる減額であります。

20款諸収入、4項雑入、4目雑入、補正額5万円の減、悠林館使用料です。

21款町債、1項町債、1目総務費債、補正額100万円の減、ふれあいバス運行事業費債でありまして、起債額の確定による減額であります。

3目衛生費債、補正額100万円、遠軽地区地域医療対策連携事業費債でありまして、ふれあいバス運行事業費債の減額分を過疎債、ソフト事業分の配分額不足となっていた遠軽地区地域医療対策連携事業費債に流用し、同額増額するものです。

6目土木費債、補正額20万円の減、長寿命化修繕事業費債でありまして、起債額の確定による減額です。



歳出の後ろにあります地方債の現在高の見込みに関する調書補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。  
これから承認第1号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。  
したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第5 承認第2号

○議長（吉野正剛君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（鶴田俊洋君） 承認第2号を説明いたします。  
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。  
（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正は説明を省略し、第2表、地方債補正を説明いたします。第2表、地方債補正。起債の目的、限度額の順に説明し、起債の方法以降は読み上げを省略させていただきます。起債の目的、若佐簡易水道区域拡張事業、限度額、補正前4,200万円、補正後4,140万円、簡易水道事業債です。

次のページの事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の6ページから説明いたします。歳出、4款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額60万円減。

戻りまして、歳入の4ページです。歳入、7款町債、1項町債、1目簡易水道事業債、補正額60万円減、若佐簡易水道区域拡張事業費債です。減額の要因につきましては、北海道と合同で行っています若佐簡易水道区域拡張事業費負担金が確定したことにより起債額も確定したため、今回起債額について減額補正するものであります。

歳入歳出の総額につきましては、歳出の予備費を減額することで調整しております。

歳出の後ろにあります地方債の現在高見込みに関する調書補正につきましては、説明を

省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第6 承認第3号

○議長（吉野正剛君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（渡部りよ子君） 承認第3号をご説明いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

（朗読部分記載省略）

今回の補正につきましては、令和元年度の保険給付費及び道費交付金等が確定したことによるもので、令和2年3月31日をもって専決処分をさせていただいたものであります。令和元年度は、保険給付費全体が予算に対して少なかったことにより減額となっておりますが、令和元年度は平成30年度からの繰越金の減少から、基金より1,000万円を繰り入れ、財源としております。

また、令和元年度の財源とするため法定外繰入れとして認められている事務費分をその他繰入金として433万3,000円を繰り入れることとしています。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の6ページからご説明いたします。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

4項医療費適正化特別対策費、1目医療費適正化特別対策費、補正額ゼロ円、財源変更で

す。

2款保険給付費、1項保険給付費、1目療養諸費、補正額4,803万4,000円の減、療養諸費に要する経費4,803万4,000円の減、一般被保険者療養給付費負担金4,741万円の減、一般被保険者療養費負担金62万4,000円の減。

2目高額療養費、補正額1,746万4,000円の減、高額療養費に要する経費1,746万4,000円の減、一般被保険者高額療養費負担金1,729万2,000円の減、一般被保険者高額療養費合算療養費負担金17万2,000円の減。

3目移送費、補正額12万円の減、移送費に要する経費12万円の減、一般被保険者移送費です。

次のページです。4目出産育児諸費、補正額42万円の減、出産育児費に要する経費42万円の減、出産育児一時金です。

5目葬祭費、補正額15万円の減、葬祭費に要する経費15万円の減、葬祭費負担金です。

3款国保事業費納付金、1項国保事業費納付金、1目医療給付費分、補正額ゼロ円、財源変更です。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査費等事業費、補正額96万4,000円の減、特定健康診査等に要する経費96万4,000円の減、特定健診委託料です。

2項保健事業費、1目保健事業費、補正額15万2,000円の減、次のページです。健康づくり事業に要する経費15万2,000円の減、インフルエンザ予防接種負担金です。

戻っていただき、歳入の4ページからご説明いたします。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額530万7,000円、医療給付費分現年課税分（普通徴収）140万円、医療給付費分現年課税分（特別徴収）159万円、後期高齢者支援金分現年課税分（普通徴収）111万9,000円、後期高齢者支援金分現年課税分（特別徴収）28万5,000円、介護給付費分現年課税分91万3,000円。

2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額6,496万4,000円の減、保険給付費等交付金（普通交付金）6,630万6,000円の減、保険者努力支援分44万3,000円の減、特別調整交付金分107万7,000の減、道繰入金2号分286万2,000円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額764万7,000円の減、その他一般会計繰入金です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第7 承認第4号

○議長(吉野正剛君) 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(佐呂間町税条例等の一部を改正する条例制定について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(久米修一君) 承認第4号をご説明いたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

(朗読部分記載省略)

別紙新旧対照表の説明は省略し、提出しております資料番号2、佐呂間町税条例等の改正の要旨によりご説明いたします。

まず、改正の根拠であります、令和2年度の税制改正大綱に基づく地方税制の改正は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に対する賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえて、全ての独り親家庭の子供に対する公平な税制を実現するために個人住民税における未婚の独り親に対する制度上の措置及び寡婦控除の見直し、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理、合理化など納税環境の整備を行うとするものであり、これにより地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ令和2年3月31日に公布されたことに伴い所要の規定の整備を行うため、佐呂間町税条例においても一部を改正するものであり、その中で改正法等の施行期日が令和2年4月1日に係るものについて今般専決処分させていただいたものであります。

条例の主な改正内容であります、まず個人住民税に係るものとして、(1)、条例第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の改正であります、未婚の独り親に対する税制上の措置により扶養親族等申告書において単身児童扶養者の記載が

不要となったことに伴う改正となります。

次に、(2)、条例第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正についても(1)と同様に扶養親族等申告書において単身児童扶養者の記載が不要となったことに伴う改正となります。

次に、(3)、第48条第2項、法人の町民税の申告納付の改正につきましては、法律改正に伴う参照条文の項ずれを整理するものです。

次に、固定資産税に係る改正であります(1)、条例第54条、固定資産税の納税義務者等の改正であります(2)、地方税法において調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができる規定が追加されたことから、本規定を条例第54条に第5項として追加し、以下項を繰り下げるとともに、法改正に合わせて字句及び項ずれの整理を行うものです。

次に、(2)、条例第61条、固定資産税の課税標準、第9項及び第10項、(3)、第61条の2、法第349条の3第27項等の条例で定める割合の改正であります(4)、法律改正に伴う参照条文の項ずれを整理するものです。

次に、(4)、条例第74条の3、現所有者の申告につきましては、地方税法において登記または課税補充台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定が追加されたことから、本規定を条例第74条の3として追加するものです。

次に、(5)、条例第75条、固定資産に係る不申告に関する過料の改正であります(4)の改正に伴う規定の整備となります。

次に、町たばこ税に係る改正であります(1)、条例第96条、たばこ税の課税の免除、第2項の改正であります(2)、地方税法において輸出業者等が課税免除の適用を受けるに当たって必要な手続の簡素化の規定が追加されたことから、本規定を条例96条に2項として追加し、この追加に伴う次項の内容整理を行うとともに、項の繰下げを行うものです。

次に、(2)、98条、たばこ税の申告納付の手続、第1項の改正であります(1)の改正に伴う条項のずれを整理するものです。

次に、特別土地保有税、(1)、第131条、特別土地保有税の納税義務者に係る改正であります(2)、法律改正に合わせて第6項を追加し、第4項及び第5項の規定の整備を行うものです。

次に、その他に係る改正であります(1)、附則第6条、特定一般用医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例、(2)、附則第7条の3の2、町民税の住宅借入金等特別税額控除、第1項の改正であります(3)、改元により規定中の元号を平成より令和に改めるものです。

次に、(3)、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、第1項の改正であります(4)、地方税法の改正により肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限が3年延長されることから、所要の改定を行うものです。

次に、(4)、附則第10条、読替規定の改正であります、法律改正に伴い字句の整理を行うものです。

次に、(5)、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正であります、法律改正に伴いその適用条文について改正するものです。

次に、(6)、附則第11条、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、(7)、附則第11条の2、平成31年度または平成32年度における土地の価格の特例、第1項及び第2項の改正であります、改元により規定中の元号を平成より令和に改めるものです。

次に、(8)、附則第12条、宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例から(10)、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例の改正であります、改元により規定中の元号を平成より令和に改めるとともに、法律改正に伴う字句の整理を行うものです。

次に、(11)、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、第1項、第2項の改正であります、地方税法の改正により優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限が3年延長されることから、所要の改定を行うものです。

次に、(12)、附則第22条、個人の町民税の税率の特例等、第1項の改正であります、改元により規定中の元号を平成より令和に改めるものです。

第2条による改正から第6条による改正までの改正であります、改元により規定中の元号を平成より令和に改めるものです。

以上が改正の内容であります。

なお、附則第1条で本条例の施行期日を令和2年4月1日としております。

附則第2条では、町民税に関する経過措置として、第1項で改正後の佐呂間町税条例、以後新条例と申しますが、新条例の規定中、個人の町民税に関する部分は令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの町民税についてはなお従前の例とする旨規定、第2項で新条例第36条の3の2第1項の規定は施行日以後に支払いを受けるべき給与について提出する申告書について適用する旨規定、第3項で新条例第36条の3の3第1項の規定は施行日以後に支払いを受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等について提出する申告書について適用する旨規定するものです。

附則第3条では、固定資産税に関する経過措置として、第1項で別段の定めがある者を除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税についてはなお従前の例による旨規定、第2項で新条例第54条第4項の規定は令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税についてはなお従前の例による旨規定、第3項では新条例第54条第5項の規定は令和3年度以後の年度分の固定資産税に適用する旨規定、第4項では新条例第74条の3の規定は施行日以後に現所有者であることを知った者に適用する

旨規定、第5項では平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法、以後旧法と申しますが、附則第15条第2項に規定する施設、または設備に対して課する固定資産税についてはなお従前の例による旨規定、第6項では平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生エネルギー発電設備に対して課する固定資産税についてはなお従前の例による旨規定、第7項では平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税についてはなお従前の例による旨規定するものです。

以上が佐呂間町税条例等の一部を改正する条例の提案理由と改正の要旨であります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(吉野正剛君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(佐呂間町税条例等の一部を改正する条例制定について)は、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第8 議案第2号

○議長(吉野正剛君) 日程第8、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって高橋議員の除斥を求めます。

暫時休憩をいたします。

(2番 高橋議員 退場)

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

○議長(吉野正剛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（桑島孝之君） 議案第2号をご説明いたします。

議案第2号 工事請負契約の締結について。

（朗読部分記載省略）

提案理由についてご説明いたします。今回の契約案件ですが、工事費の予定価格が5,000万円を超えたことから、地方自治法第96条第1項第5号及び町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき議会の議決を求めるものがあります。建設場所は旧小田医院跡地の安心ハウス2の南側に建設し、建設内容は2棟4戸の単身者向け、1戸当たり延べ床面積約48平米、間取りは1LDKとなります。入札には町内業者2者と特定建設工事共同企業体1者の計3者を指名し、入札の結果、落札業者は高橋・岸特定建設工事共同企業体であります。

なお、別紙、議案関係説明資料の資料3で開札状況調書を提出しておりますので、後ほどご照覧いただきたいと思います。

説明については以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

高橋議員の出席を求めます。

暫時休憩をいたします。

（2番 高橋議員 入場）

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第3号



○議長（吉野正剛君） 日程第9、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（玉井伸一君） それでは、議案第3号をご説明いたします。

議案第3号 工事請負契約の締結について。

（朗読部分記載省略）

提案理由についてご説明をいたします。今回の契約案件につきましては、本町の現在の移動系防災行政無線のデジタル化と自然災害時等において全ての住民に対する確かな情報伝達を行うための防災行政無線整備事業でありまして、昨年度行いました実施設計に引き続き本年度整備工事を行うものでありますが、改修費の予定価格が5,000万円を超えておりますことから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき議会の議決を求めるものであります。主な工事内容といたしまして、親局と基地局2局の整備、移動系無線車載用20台、携帯用10台、津波対策として浜佐呂間、富富士、若里に屋外拡声子局の整備、そのほか統制台遠隔制御装置、親卓等の整備と全世帯に配布いたします戸別受信機2,500台の整備であります。工期は、契約の日から令和3年3月26日までとしています。入札には町外の2業者と町内業者含む特定建設工事共同企業体1者の3者を指名し、入札の結果、落札業者は面工業・面電気・協和エクシオ経常建設共同企業体であります。

なお、別紙、議案関係説明資料、資料番号4で開札状況調書を提出しておりますので、後ほどご照覧願います。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第1号

○議長(吉野正剛君) 日程第10、議案第1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(久米修一君) 議案第1号をご説明いたします。

議案第1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算(第2号)。

(朗読部分記載省略)

本補正予算につきましては、先ほどの第3回全員協議会及び4月13日開催いたしました第2回全員協議会において説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算となります。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正及び事項別明細書総括につきましては説明を省略させていただき、歳出の6ページを説明いたします。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額140万5,000円、給与費61万3,000円、職員手当等、一般職でありまして、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金に係る時間外手当の計上です。電算システム運用に要する経費79万2,000円、北海道自治体情報システム協議会負担金でありまして、特別定額給付金管理システムの改修に係る負担金の計上です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額5億525万9,000円、特別定額給付金事業に要する経費5億525万9,000円、消耗品費18万8,000円、通信運搬費65万8,000円、手数料81万3,000円、特別定額給付金5億360万円、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する事業予算の計上となります。

次のページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額479万6,000円、子育て世帯への臨時特別給付金事業に要する経費479万6,000円、消耗品費11万3,000円、通信運搬費2万3,000円、手数料9万円、子育て世帯への臨時特別給付金457万円、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するために国が実施する事業予算の計上となります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目感染症予防費、補正額406万7,000円、感染症予防に要する経費406万7,000円、消耗品費371万3,000円、印刷製本費3万9,000円、通信運搬費31万5,000円、新型コロナウイルス感染拡大予防のため町民にマスク配布を実施するための事業予算計上となります。

6款商工費、1項商工費、1目商工費、補正額4,998万5,000円、次のページです。商工団体助成に要する経費3,798万5,000円、プレミアム付全町共通商品券発行事業補助金でありまして、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として実施するプレミアム付ふるさと商品券及び飲食店等用ふるさと商品券の発行に要する経費補助の予算計上となります。その他商工振興に要する経費1,200万円、佐呂間町商工業者経営維持

支援事業補助金でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが激減している商工業者に対する事業経営継続のための補助金の予算計上となります。

戻りまして、歳入の4ページからご説明いたします。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額5億1,146万円、特別定額給付金給付事業費補助金5億360万円、特別定額給付金給付事務費補助金297万6,000円、歳出で説明いたしました特別定額給付金の支給に係る事業費及び事務費に対する国庫補助金で、歳出と同額の計上となります。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金457万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金31万4,000円、歳出で説明いたしました子育て世帯への臨時特別給付金の支給に係る事業費及び事務費に対する国庫補助金で、歳出と同額の計上となります。

17款寄附金、1項寄附金、4目衛生費寄附金、補正額200万円、感染症予防事業寄附金でありまして、高橋土建株式会社様より新型コロナウイルス対策支援のため寄附があり、採納したもので、歳出、感染症予防に要する経費の財源としております。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額5,200万円、財政調整基金繰入金でありまして、新型コロナウイルス感染症に係る町の施策に対する国の臨時交付金の詳細が今後となることから、一般財源の不足分として繰入れを行うものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額5万2,000円、前年度繰越金です。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（吉野正剛君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第2回佐呂間町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員